

河川整備計画の点検

物部川流域学識者会議の進め方

平成28年11月1日

国土交通省 四国地方整備局

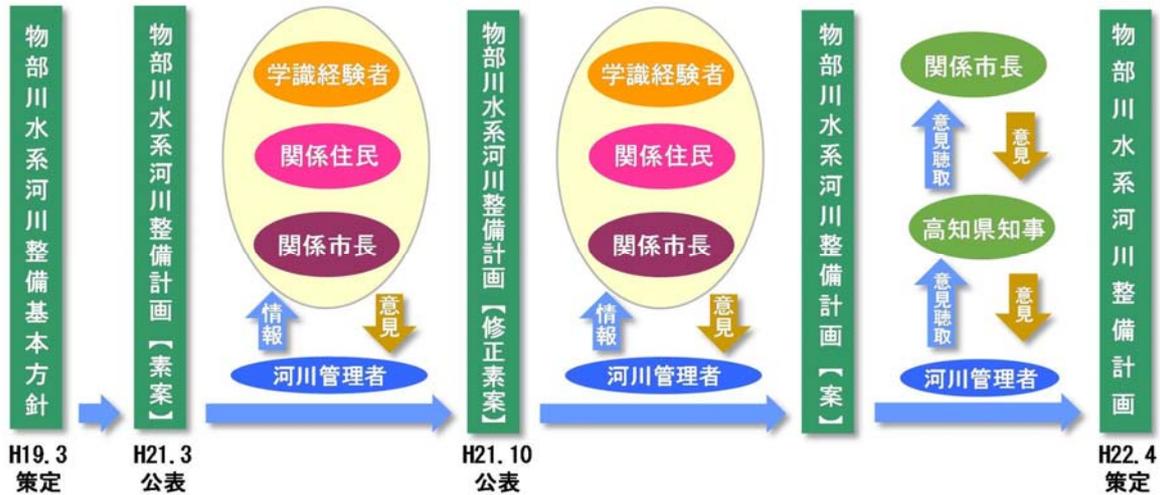
高 知 県

物部川水系河川整備基本方針と河川整備計画

物部川水系河川整備基本方針 平成19年3月策定

物部川水系河川整備計画の検討

- 河川整備計画は、河川整備基本方針に基づき河川管理者が定めるものであり、20～30年後の河川整備の目標、個別事業を含む具体的な河川の整備の内容を明らかにするもの。
- 国土交通省四国地方整備局および高知県では、学識経験者、関係住民、関係市長および高知県知事の意見を聴きながら、平成22年4月に「物部川水系河川整備計画」を策定。



1

河川整備計画の点検および変更の位置づけ

- 河川整備計画は当面の具体的な河川整備に関する事項を定めたものであり、流域の社会経済情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、適宜その内容について点検を行うものである。

物部川水系河川整備計画【P.93】

3. 河川整備計画の目標に関する事項

3-3 河川整備計画の対象期間等

本整備計画は、物部川水系河川整備基本方針に基づき、物部川の総合的な管理が確保できるよう河川整備の目標および実施に関する事項を定めるものである。その対象期間は概ね30年とする。

本整備計画は、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、**新たな課題の発生、河川整備の進捗、河川状況の変化、気象条件の変化、新たな知見、技術の進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを実施するものとする。**

見直しの必要性も含め、定期的に進捗を確認するため、河川整備計画の点検を実施。

四国地方整備局および高知県は必要に応じて河川整備計画の変更を実施。

2

河川整備計画点検の手法

《点検の手法》

- ◆ 点検の実施にあたり第三者の意見を求める場として、各河川に精通している学識経験を有する者から構成される「物部川流域学識者会議」を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。
- ◆ 学識者会議は、原則公開で行うものとし、議事録については公表する。

《点検の内容》

- ◆ 河川整備の進捗、計画を変更しうる新たな視点を有するかを適宜検討し、点検を実施する。

【点検の内容】

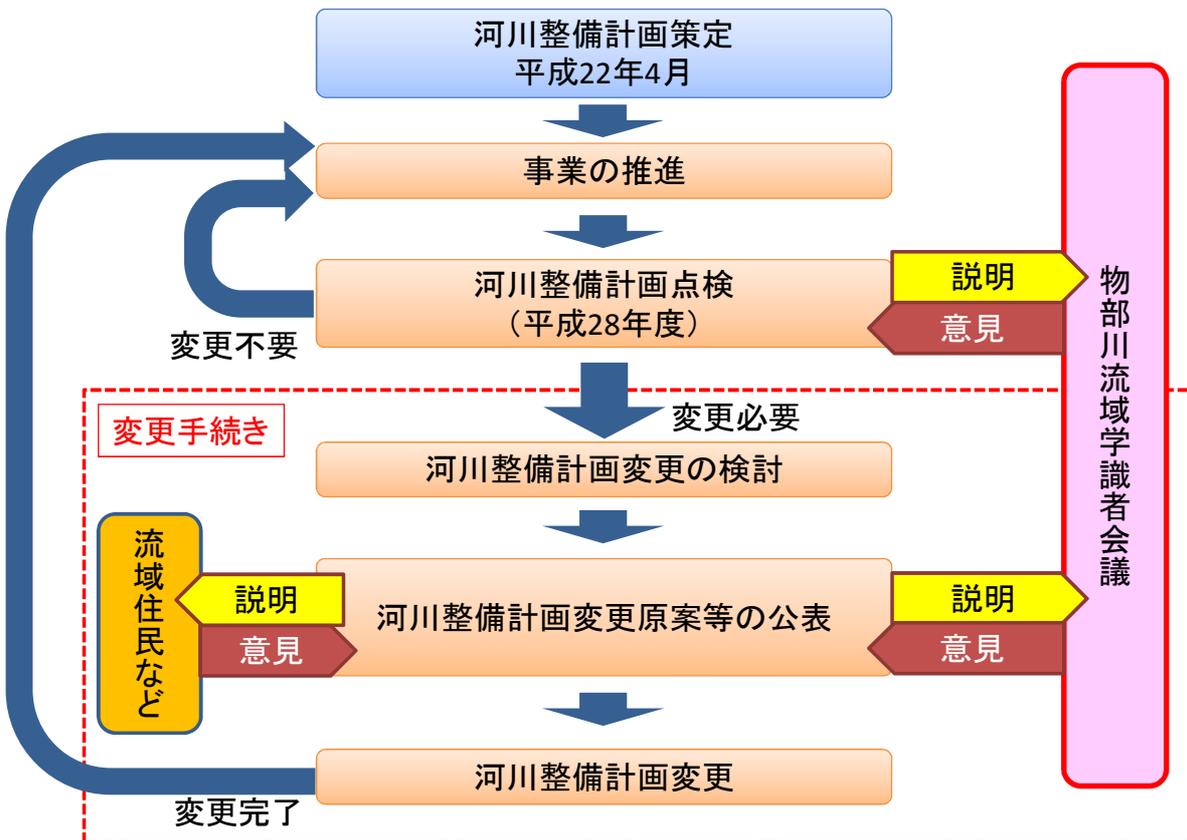
- 1) 流域の社会経済情勢の変化(土地利用や人口・資産等の変化、近年の災害発生の状況等)
- 2) 地域の意向(地域の要望事項、地域との連携等)
- 3) 事業の進捗状況(事業完了箇所、事業中箇所の進捗率等)
- 4) 事業の進捗の見通し(当面の段階的な整備の予定等)
- 5) 河川整備に関する新たな視点

《変更の必要性の判断》

- ◆ 河川整備計画の点検時における学識者会議において、変更が必要との意見があった場合、当該意見を最大限尊重しつつ、四国地方整備局および高知県が変更の必要性を判断する。

3

河川整備計画点検および変更の流れ



4

物部川河川整備計画点検の進め方

平成28年度 学識者会議の予定

学識者会議の進め方

現地調査

(平成28年9月15日)

【現地調査】

・物部川事業実施状況等の確認



学識者会議

(平成28年11月1日)

【河川整備計画の点検】

・流域の社会経済情勢の変化
・地域の意向
・事業の進捗状況
・事業の進捗の見通し
・河川整備に関する新たな視点
・河川整備計画の点検結果

【事業再評価】

◇学識者会議では、以下の項目について意見をいただきます。

【点検項目】

1. 流域の概要
2. 流域の社会経済情勢の変化
 - 2.1 地域開発状況の変化
 - 2.2 近年の洪水等による災害の発生の状況
3. 地域の意向
 - 3.1 地域の要望事項
 - 3.2 地域との連携
4. 事業の進捗状況
 - 4.1 河川整備計画の主なメニュー
 - 4.2 主なメニューの進捗状況等
 - 4.3 その他
5. 事業進捗の見通し
6. 河川整備に関する新たな視点
 - 6.1 水防災意識社会再構築ビジョン
 - 6.2 河道形状の整正による維持管理の容易な河道の検討
7. 河川整備計画の点検結果
 - 7.1 点検結果のとりまとめ
 - 7.2 今後の方針